



産後ケア事業（訪問型）の開始について

☆ 助産師が家庭訪問で産後ケアを開始。千葉県助産師会に委託実施は県内初。

出産後、家族等から十分な育児等の援助が受けられず、特に育児支援を要するご家庭に助産師が、産後ケアのため訪問をいたします。

これまでの宿泊型産後ケアに加えて、二人目以降の赤ちゃんを出産されたお母さんも、ご家族の心配をせずに安心して利用できます。松戸市はお母さんと赤ちゃんへの心身のケアや育児のサポートを行い、産後の生活を支援します。

実施経過

平成 28 年 1 月から医療機関に宿泊して出産後の母体と乳児のケアを受ける宿泊型産後ケアを実施し、利用者の産後うつ予防や育児支援に好評を得ています。しかし、二人目以降の赤ちゃんを出産されたお母さんにとっては、上のお子さんやご家族の心配をせずに受けられる訪問型産後ケアがあれば安心して育児ができる、という関係者の声がありました。

一方で千葉県助産師会は、切れ目のない子育て支援に助産師によるケアが有効、として松戸市においても活動し、災害時における妊産婦等の健康管理や子育て相談等の「保健指導」を収容避難所や各地域を巡回して実施していただく協定も平成 28 年 3 月 30 日付で締結していることから、足立千賀子会長や地区部会助産師と数回の協議を重ね、平成 28 年度予算を計上し、10 月受付開始、11 月 1 日から実施にいたりしました。

近隣状況

県内の訪問型産後ケア実施自治体 松戸市と佐倉市のみ

	松戸市	佐倉市
事業開始	平成 28 年 10 月	平成 28 年 4 月
委託先	千葉県助産師会	千葉県助産師会印旛地区部会
利用回数	訪問型と宿泊型をあわせて 7 回以内利用可 (訪問型のみ 7 回も可)	3 回以内、 宿泊型とあわせて 7 日以内
宿泊型委託 医療機関	2 医療機関 ・千葉西総合病院 ・大川レディースクリニック	1 医療機関



受付開始 平成 28 年 10 月 4 日 (火)

利用開始 平成 28 年 11 月 1 日 (火)

委託先 千葉県助産師会

対象者 下記の全てに当てはまるお母さんと原則生後 4 カ月未満の赤ちゃん

- 1 松戸市に住民票のある方
- 2 お母さんの体調不良や育児不安のある方
- 3 ご家族などからの援助が受けられない方

事業内容 助産師が自宅に訪問し、下記の支援を行う。

- 1 お母さんの心身の健康管理と生活面の助言・指導
- 2 赤ちゃんの健康状態の観察ポイントの助言
- 3 乳房ケアや沐浴・授乳等の育児指導
- 4 育児相談や育児情報の提供など

利用料 利用料：1 回 1,000 円 (住民税非課税世帯 500 円)

※生活保護世帯は無料

利用回数 原則 7 回(1 日 1 回) 以内、1 回 1 2 0 分以内

予算 産後ケア事業予算 8,456,000 円 (うち国庫支出金 4,228,000 円)

訪問型産後ケア委託料 524,000 円 10~3 月 14 人分

配布物 産後ケア事業 (訪問型) ちらし

問い合わせ先 子ども部子ども家庭相談課母子保健担当室

電話 ☎047-366-5180



平成 28 年度

松戸市産後ケア事業（訪問型）



出産後、家族等から十分な育児等の援助が受けられず、特に育児支援を要する家庭を対象に産後ケア事業（訪問型）を実施しています。お母さんと赤ちゃんへの心身のケアや育児のサポートを行い、産後の生活を支援します。

利用できる方



下記の全てに当てはまるお母さんと原則生後 4 か月未満の赤ちゃん

- ①松戸市に住民票のある方
- ②お母さんの体調不良や育児不安のある方
- ③ご家族などからの援助が受けられない方

ケアの内容

- ①お母さんの心身の健康管理と生活面の助言・指導
- ②赤ちゃんの健康状態の観察ポイントの助言
- ③乳房ケアや沐浴・授乳等の育児指導
- ④育児相談や育児情報の提供など



利用料

利用料：1 回 1,000 円（住民税非課税世帯 500 円）

※生活保護世帯は無料

利用期間：原則 7 回以内

松戸市委託事業者

千葉県助産師会

○利用方法

1. 利用申し込み

利用を希望する方は、原則、出産予定日の2か月前から3週間前、又は利用の3週間前までに「母子保健担当室」（Tel.047-366-5180）へ、電話で申し込みをしてください。

2. 事前調査訪問

市の事業担当者が家庭訪問をします。産後ケア事業利用申請書をご記入いただき、利用希望理由、ご家族の状況、希望のケアの内容等の聞き取りをします。聞き取り内容に基づき、ケアプランを作成(後日提案)します。

3. 利用の決定

利用申請書に基づき審査した結果、利用決定通知書（却下通知書）、ケアプランを発行します。

4. 産後ケアの実施

ケアプランに基づき、産後ケアサービスの提供をします。



5. 利用料の支払い

産後ケア利用の都度、お支払いください。



6. 事後調査訪問

産後ケア事業の利用後、困りごとがないか、市の事業担当者が家庭訪問をします。

※ 産後ヘルパーではありませんので、乳児だけの見守り・買い物・掃除・洗濯等の家事はいたしません。家事等の手伝いが必要なときは、サービスのご案内をいたします。

【産後ケア利用の際に必要なもの】

母子健康手帳・バスタオル・フェイスタオルなど

沐浴指導の時は、赤ちゃんのお風呂用品

問い合わせ先 松戸市 子ども家庭相談課 母子保健担当室

所在地：松戸市竹ヶ花 74-3 中央保健福祉センター3階

電話：047-366-5180

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

平成28年10月